

インボイス制度の実施延期を求める意見書

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施が予定されており、令和3年10月からはインボイス発行事業者の登録申請が開始されている。

これまで、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されてきた。しかし、インボイス制度の登録事業者になることにより、売上高にかかわらず納税義務が生じることとなる。また、消費税免税事業者はインボイスを発行できないことから、課税事業者との取引から排除される恐れがある。

このように、現在、長引くコロナ禍や物価高騰などの影響で地域経済が疲弊している中で、インボイス制度が実施されることにより、中小零細事業者、フリーランス等は事業の継続が困難になり、地域経済の衰退に拍車をかけてしまうことは明らかである。

よって、中野区議会は、政府に対し、インボイス制度の実施を延期することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

内閣総理大臣

財務大臣 あて

経済産業大臣

中野区議會議長名

議案名	付託 委員会	審議結果	※
議員提出議案第10号 インボイス制度の実施延期を求める意見書	-	令和5年7月7日 可決	-

1. 可決（否決）

議案に対して賛成（反対）する議決のことです。なお、単に「可決」という場合は原案どおりの可決（原案可決）を意味し、原案を一部修正して可決された場合は「修正可決」といいます。

請願（陳情）番号・件名	付託 委員会	受理日 付託日	審査結果	※
第4号陳情 インボイス制度の導入延期を求める意見書を 政府に提出することについて	区民	令和5年6月5日 令和5年6月26日	令和5年7月7日 みなす採択	-

みなす採択（みなす不採択）

同一会期中に、すでに同一趣旨、同一目的の議案又は請願等が議決されている場合、その結果により採択（不採択）とみなす取り扱いのことです。